

じんけんの風

宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



宮崎県人権啓発
シンボルマーク

「クリック」の前に 深呼吸

クリック（タップ）ひとつで
誰かとつながるインターネット
その操作の前に
もう一度誰かのことを考えてみましょう。

つながっているのは コンピュータ!? それとも人!? インターネットとじんけん

- じんけんInterview
宮崎公立大学人文学部教授・工学博士 金子正光さん 3
- 実現しよう！男女共同参画社会
自分らしさを生かせる社会へ 4
- 被害者に寄り添い、
ニーズに合わせた支援を提供しています
(公社)みやざき被害者支援センター 専務理事 中原雅男さん 5
- 企業のみなさまへ
正しい採用選考のお願い 7
- 私たちのくらしと人権
同和問題について考えましょう! 8
- 「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内/
平成26年度県民人権講座 9
- 第3回人権が尊重される社会づくり推進賞/
わたしたちの人権講座 10



つながっているのは コンピュータ!? それとも人!?

インターネットの普及によって、私たちの暮らしは飛躍的に便利なものになりました。手軽に情報を手に入れることができ、世界中の人とコミュニケーションをとることができます。パソコン、タブレット型携帯端末、スマートフォンなど機器の種類も増え、人と人がつながるツールとして重要性を増しています。しかし一方で、その匿名性を悪用した人権問題も増えています。

今回はインターネットと人権について、みんなで考えてみましょう。

あなたの周りでこんなこと、 ありませんか？

事例1 誰がこんなひどい悪口を！

SNSやプロフなどで、身の回りに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりすることができます。利用者が年々増加するにつれ、トラブルも多く発生しています。

*SNSとは…ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通して人間関係を構築するサービス。

*プロフとは…携帯電話の自己紹介サイトで、簡単に自分のプロフィールを公開できるサービス。



困 名なのをいいことに、差別的な発言や他人に対する誹謗中傷を書き込んだり特定の人物になりすまして身勝手な発言をするなど、うそや不確かな情報によって、誤った認識が広まることもあります。

一度インターネットに掲載された情報は、完全に削除することは難しくなります。ターゲットとなった人は、精神的に深く傷つき、体調を崩したり、自殺に至ることさえあります。

よく考えて
みようね

インターネット上の人権侵害の特徴

- 簡単に加害者に
- 匿名性
- 被害が急速に拡大
- 被害の回復が困難
- 誰でも簡単に書き込みができる、複製・画像等の合成も簡単にできる。
- 匿名での書き込みが可能なため、内容が悪質になりやすく、すぐに加害者を特定するのがむずかしい。
- 一旦ネット上に掲載されると、次々とコピー・転載され、短期間に世界中に広がることも。
- 情報の発信者・サイト管理者が特定できないことが多く、削除要請がむずかしい。

参照：財人権教育啓発推進センター 人権ポケットブック⑪「インターネットと人権」

事例2 個人情報が漏れている！



住 所や電話番号など個人のプライバシーに関する情報が掲載され、見知らぬ人から頻繁に電話がかかってくるなど大きな精神的苦痛を受ける場合も。本人の安易な登録が悪用されることもあります。

また、少年事件の加害者の実名等の掲載が加害者少年の更生や円滑な社会復帰の障害になったり、犯罪被害者の情報書き込みが関係者に二重の苦しみを負わせる事例もあります。

事例3 子どもの人権が危ない！

子 どもたちの世界では、保護者や教員の知らない非公式サイト（学校裏サイトなど）が存在し、目に見えにくいネット上のいじめが横行しています。また、出会い系サイトやコミュニティサイトなどを介して、性犯罪や暴力被害に遭うケースが多くなっています。ネットで知り合った人とは、ネット上だけの付き合いにする。実際に会うのは危険がいっぱいです。

*コミュニティサイトとは…趣味や興味を共有する人たちが集まるインターネット上のウェブサイト。



インターネット上の人権侵害にあったら…



画面の向こうにいるのは
「人」です

インターネットの世界では、匿名性ゆえ現実世界より人権を軽視しがちです。惡意ある誹謗中傷はもちろん、何気ない書き込みひとつが相手を傷つけることもあります。たった一度の書き込みが、際限なく拡散し、完全に消すのが難しいのもインターネットの怖さです。直接、人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権に配慮してインターネットを有効に活用しましょう。

あなたは正しく
利用してますか？

- 書き込みの相手や読み手に配慮する
- 個人情報を書き込まない
- 差別的な発言や誹謗中傷は書き込まない
- うそや不確かなことを書き込まない
- なりすまし行為をしない
- 悪質な書き込みを見つけたら管理人に通報を

「インターネットに
関する
人権相談は…」

◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)
☎0570-003-110(最寄りの法務局につながります)
◆子どもの人権110番 ☎0120-007-110
◆女性の人権ホットライン☎0570-070-810

※インターネットによる人権侵害のほか、様々な人権問題についても相談を受け付けています。



今回は
この人に
注目!

じんけん Interview

宮崎公立大学人文学部教授・工学博士
金子正光さん

インターネットと情報モラル教育

近年のインターネットの普及はめざましく、パソコンのほかスマートフォン、タブレット型携帯端末などさまざまな機器が登場しています。これらを上手に、かつ安全に利用するには、情報モラルを身につけておくことが大切です。教育の現場では、平成20年学習指導要領改訂にあたって、発達段階に応じた情報モラル教育と、情報通信ネットワークを適切に活用することの重要性が盛り込まれました。ちょうどネットいじめや学校裏サイトなどが社会問題化してきた頃です。宮崎市でも小学校高学年を対象とした情報モラルについての出前授業が行われ、私は講師として当時のすべての小学校45校を訪れました。子どもたちへのアンケートから、この時すでにパソコンを持つ対象家庭が6割、携帯電話を持つ子が3割おり、実際に宮崎の小学生にもネットをめぐる問題が存在することがわかりました。

子どもを守るために大人にできること

あれから6年。その間、携帯電話にかわってスマートフォンが台頭し、LINEなど無料通話アプリの登場でさらに状況は変わりました。学校裏サイトは、親や学校がサイトをパトロールすることが可能でしたが、無料アプリの世界では、使用する人たちがグループ化され、中でどんな交流が行われているかは見えにくくなっています。

保護者が気を付けるべきことは、機器やサービスが進歩するたびに振り回されるのではなく、日ごろから子どもたちの生活をしっかり見て、会話を大切にすることです。また、宮崎公立大学で開催しているインターネット安全教室や、宮崎県教育研修センター内で管理・運営されている「教育ネットひむか」のホームページ上にある『ネットいじめ目安箱』などを、ネットと情報モラルを知る機会として活用してほしいです。学校では、道徳の授業の充実が図られていますが、なかでもイ

豊かな情報社会を上手に生きるために、「自分の身は自分で守る」「相手のことを思いやる」



ンターネットと人権にかかる教育は今後ますます重要になるでしょう。熊本市江南中学校では、3年生が自らスマートフォン利用について、夜10時以降は使わない、友達が傷つく言葉は使わないなどの8項目からなる「江南ルール」を作りました。自分たちで話し合って決めたルールなので、みんな積極的に実践しているそうです。

子どもたちは成長し、巣立っていくわけですから、学校では常に最新の対応を意識した取り組みを、継続的に行っていくことが大切です。

被害者にも、加害者にも、ならないために

交通手段として車が必要なのと同じように、現代はインターネットの利用が不可欠なものになっています。危険があるからといって遠ざけるより、その有用性は享受しながら、安全かつ快適につき合っていきたいものです。ネット上の被害(人権侵害)に遭わないためには、ネットについての正しい知識を身につけ、むやみに個人情報を公開しないなど「自分で自分の身を守る」ことが大事。一方、加害者にならないためには、誰かを傷つけていないか、困らせていないか、常に自分自身に問いかけ、「相手のことを思いやる」心が大切です。みんなが人権意識を高め、情報モラルを身につけ、便利で楽しいコミュニケーションツールとしてインターネットを活用していきたいものです。

2014年「インターネット安全教室」

日時：12月13日(土) 13:30～ 会場：宮崎公立大学
お問い合わせ：宮崎公立大学地域研究センター事務室
TEL.0985-20-4772

Off Talk

最近、ハマっているもの
「ネットミーティングを活用したパブリック会議」

休日の楽しみ
「福山雅治の曲を聞きながらの朝のウォーキング」

好きな言葉
「仕事に追われるな、仕事を追いかけろ」

実現しよう！ 男女共同参画社会へ

自分らしさを 生かせる社会へ

男女平等については、法的な整備は進んでいるところですが、身近な場面では、性別によって異なる役割や期待が課せられたり、扱いが違ったりすることがあります。

知らないうちに、気持ちの中に性別による偏見や思い込みが残っていないでしょうか。

あなたの 男女共同参画度は？

- 男性は、家事や育児、介護をする必要はないと思う。
- 地域の集まりで、いつも男性がまとめ役をし、女性がお茶出しや後片付けをするのは自然のことだ。
- 男性は、「家庭第一主義」よりも「仕事第一主義」の方が望ましいと思う。
- 女の子には家事手伝いをさせるべきだが、男の子には必要ない。
- 「男のくせに」「女のくせに」「男なんだから」「女なんだから」という言葉をよく使う。



チェックの数が多くたあなたは、
男女共同参画の視点を取り入れてみませんか。

check!
何個チェックがありましたか？



は生まれてくるときに、
自分で性別を選ぶことはできません

「男女共同参画社会」とは、お互いを尊重しつつ喜びや責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性や能力を十分に発揮できる社会です。

性別によって制約を受けることなく、多様な生き方が尊重される「男女共同参画社会」は、男性にとっても女性にとっても暮らしやすい社会となります。

家庭や地域など身近なところから見直してみましょう。



どなたでも利用できます！

宮崎県男女共同参画センター

〒880-0804 宮崎市宮田町3番46号(県庁9号館)

TEL.0985-32-7591 FAX.0985-60-1833

ホームページ：<http://www.mdanjo.or.jp/>

開館時間：月～金曜日 9:00～19:00

土曜日 9:00～17:00



宮崎県男女共同参画センターを
ご利用ください

宮崎県男女共同参画センターは、本県の男女共同参画社会づくりを推進するための拠点です。

男女共同参画について学びたい

各種講座、講師派遣の実施

男女共同参画に関する情報がほしい

図書・DVDの貸出

家庭や職場、学校などの悩みを相談したい

電話・面接による相談

男女共同参画社会づくりに関する活動がしたい

交流会の実施、研修室貸出



6月14日に行われた男女共同参画週間講座の模様

お問い合わせ

宮崎県生活・協働・男女参画課 TEL.0985-26-7040

被害者に寄り添い、ニーズに合わせた支援を提供しています

犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して、被害の回復や軽減を目的に活動する「みやざき被害者支援センター」は今年の4月に開設10年を迎えました。後をたたない事件・事故に苦しめられる被害者一。時代に必要とされる被害者支援センターについて専務理事の中原雅男さんに伺いました。

公益社団法人みやざき被害者支援センター
専務理事 中原雅男さん



■ みやざき被害者支援センターは開設10年を迎えました。設立目的や当初の話を聞かせてください。

センターができる以前は、警察が可能な限り支援活動を行っていましたが、警察の立場では継続的な支援に限界があり、被害者の方は辛い苦しい思いを一人で抱え込むことが常でした。そんな中、1995年に阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件など大きな災害や事件が起こり全国的に被害者を救済する声が上がり始め、宮崎でもセンター設置への動きが始まりました。県警と県の弁護士会が中心になり、行政に対してセンター設立の目的や必要性等の説明、あるいは活動拠点となるセンターの設置場所探しなど立ち上げに多少の時間を要しました。

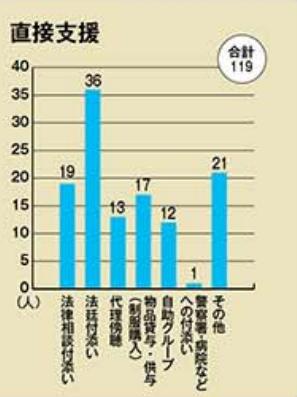
■ この10年で犯罪被害者を取り巻く状況に変化はありましたか。

2004年に犯罪被害者等基本法が制定されたことをはじめ、被害者が裁判に参加できるようになった被害者参加制度など被害者の法的地位の確立や、経済的負担軽減を図るための犯罪被害者等給付金制度の充実、更には「犯罪被害者週間」(11

月25日～12月1日)が設定され、各都道府県に設置された支援センターの活動を通して広報啓発が進み、国民・県民のみなさまのご理解・ご協力も徐々にではありますが得られるようになってきたと感じています。

■ 支援までの流れ、動きを教えてください。

窓口は電話相談と面接相談があります。自ら相談される方以外にも、警察から連絡が来る場合もあります。相談があると話を聞きニーズを吸い上げます。その後は、必要に応じ



(同センター活動状況 平成25年4月～平成26年3月)

作品募集 第8回 一行詩「生命のこえ」コンテスト

【テーマ】「尊い生命」～未来へ続く生命のこえ

全国各地で、殺人や誘拐、強盗、自殺など事件や事故が後を絶たない昨今。今年も県内の小・中・高校生や一般の方々から一行詩を募集します。「人の生命の尊さ」について考える機会としていただき、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の想いを知り、事件や事故が減少することを願って安全・安心な町づくりにつなげようというものです。

募集期間

平成26年 7月22日(火)～9月12日(金)必着

応募方法

はがき・FAX・専用の応募用紙※応募は1人2作品まで

テーマ

「尊い生命」～未来へ続く生命のこえ
※一息で読める長さを1行として、50字以内で表現して下さい。

発表

11月上旬

応募対象

宮崎県内在住の皆さん
(小学生以上の方)

「犯罪被害者支援フォーラム」内で表彰を行います。

開催日時 平成26年11月30日(日)
13:00～

会場 宮崎市民プラザ
オルブライトホール

※入場無料ですので、是非お越しください。

て弁護士・精神科医・臨床心理士による支援、家庭に入っての生活支援や病院への付き添い、警察や検察庁での事情聴取への付き添い、法廷付き添いなど多岐に渡る支援を行います。

■ 近年相談の件数が増えていますが、受け入れの体制はどうになっていますか。

現在スタッフ5名（女性が2名）と専門の研修を受けたボランティアで対応しています。平成17年には宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定を受け、事件発生直後から希望があれば警察と連携しながら被害者等に寄り添い、適切な支援ができるようになりました。もちろん秘密は厳守され、女性の担当者もいるので相談しやすい環境になっていますよ。

■ 「被害者等に寄り添う」という言葉には、どのような思いが込められていますか。

苦しい時ほど温もりを感じていただきたいと思っています。寄り添うことで、気持ちや体が少しでも楽になればという思いです。被害者の方と同じ思いを共有しながら、その方のためにできることや必要なことを冷静に判断する姿勢も持たなくてはいけません。

■ 被害者自助グループ「あおぞら」はどのような活動をされていますか。

「あおぞら」は現在、交通事故遺族の自助グループとして活動中です。月に1度集まって近況を話したり、問題提起をして話し合いをされたりしています。また、「命の大切さを学ぶ教室」の講師をしていただき、中学生・高校生を対象に事故の恐ろしさ、悲しさなどを訴えて啓発活動につなげています。当センターは、「あおぞら」の活動を全面的にバックアップしています。

■ 一行詩「生命のこえ」コンテストを毎年開催されています。コンテストの意義などを教えてください。

たくさんの方に、被害者等の現状や命の大切さを考えていただく機会として行っています。こうすることで、事件・事故発生の抑制につながればと思っていました。受賞作品は犯罪被害者支援フォーラム会場などでも展示し紹介しています。平成19年から開催していますが、例年多くの応募があり手応えを感じています。



■ 今後、どのような「みやざき被害者支援センター」にしていきたいか、思いをお聞かせください。

今年度から延岡市と都城市（延岡が第1水曜日、都城が第3水曜日13:00～15:30・予約制）に出張して相談を受けるようにしました。しかし、まだセンターの活動が周知されていないことを感じます。被害者やその家族・遺族はもちろん県民のみなさまから信頼を得られるように一層のスキルアップを図ると共に、センターの多岐に渡る民間団体ならではの活動を知ってもらう努力をしていかなくてはいけないと考えています。

なかはらまさお

昭和25年日南市生まれ。昭和48年に宮崎県警察学校入校、以後各地の警察をまわり平成15年から刑事部鑑識課長、小林警察署長、警察本部警備部長等を歴任し、退職後、平成23年4月より現職。

悩みや苦しみを相談してみませんか

みやざき被害者支援センター 犯罪被害相談員 新名寿世さん

「相談の入り口は電話、面接、警察からの紹介などいろいろですが、どんな場面でも安心して話ができるよう時間をかけて話を聞いています。その上で一番して欲しいこと・求められていることは何かを考え支援につなげています。話すだけでも楽になった、と言っていただけることが多いんですよ。また、警察では事件として扱われない場合でも話を聞きしますので、一人で悩まずに連絡してください。私たちは、全ての被害者に同じように接するよう、心がけています」と新名さん。心の痛み、苦しみを少しでも取り扱えるよう、一人で悩まずセンターの相談窓口へ連絡してみませんか。

多岐にわたる相談内容に細やかな支援で対応する、犯罪被害相談員の新名寿世さんに聞きました。



(同センター活動状況 平成25年4月～平成26年3月)

賛助会員を募集しています

みやざき被害者支援センターは、一人ひとりの県民の会費で運営される「県民による」「県民のための」支援センターです。センターを支えていただく賛助会員を募集しています。

賛助会員会費

- ・個人会員
年会費1口 3,000円
- ・法人、団体会員
年会費1口10,000円

* 入会、寄付の申込みは事務局(☎0985-38-7831)まで電話でお願いします。

企業のみなさまへ 正しい採用選考のお願い



正しい採用選考とは？



正しい採用選考とは、ひとことで言えば「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」ことです。「就職」は、社会生活のうえでも、自己実現のためにも、人生に大きな影響を与えます。そして、企業にとっても、優れた人材を獲得することは成長・繁栄に不可欠なはずです。偏見や先入観、慣習で採用選考がされていないか、以下のポイントを再確認してみてください。



正しい採用選考のために



採用基準は

「女性だから能力がない」「障がい者では仕事ができない」と決めていませんか？
条件に合う人が誰でも応募できるようになっているか確認しましょう。



- 雇用条件・採用基準は、あらかじめ決めてありますか。
- 性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていますか。

必要なない情報は出させてはいけません

たとえば「本籍地」「家族の状況（職業、収入、住居等）」「宗教」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはずです。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを検討してみましょう。



- 統一応募用紙や厚生労働省が定めたもの、JIS規格の履歴書用紙以外の用紙を使っていますか。
- 住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行ったりしていますか。
- 「なんとなく」で、不必要的健康診断をしていませんか。

面接では

事前に質問内容の打合せを十分に行いましょう。

本人の適性と能力に関係のない質問や誘導的な質問、興味本位の発想に基づく問い合わせ方はしないようにしましょう。



- 面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
- 質問内容は、十分な検討がなされていますか。
- 面接担当者は適切ですか。（面接技術、観察力、偏見がない、感情に左右されないなど）

公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

差別のない公正な採用選考を確立し、企業内の人権啓発を推進するために現在多くの企業のみなさまに公正採用選考人権啓発推進員の選任をしていただいている。まだ選任されていない事業主のみなさま、この機会に選任をよろしくお願いします。



宮崎県商工観光労働部
労働政策課
TEL.0985-26-7106
FAX.0985-32-3887

宮崎労働局職業安定部
職業安定課
TEL.0985-38-8823
FAX.0985-38-8829

採用選考など求職に関するることは管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にご相談できます。

また、どこに相談したらよいかわからないときやいくつもの内容について尋ねたいときには『総合労働相談コーナー』（宮崎労働局総務部企画室 TEL.0985-38-8821 または、管轄の労働基準監督署内に設置）をご利用ください。

同和問題について 考えましょう！

① 同和問題とは

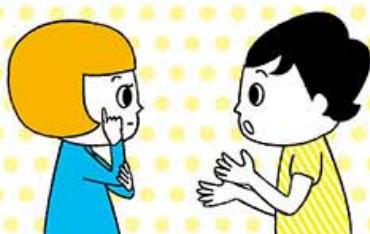
被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題です。

私たちの生きている社会において、すべての人は生まれながらにして自由で平等です。しかし、現実には様々な形で差別が存在しており、とりわけ、同和地区出身の方々は、「同和地区の人だから」という理由で交際や結婚に反対されたり、就職に際し不利益な取り扱いを受けたりすることがあります。

最近でも、インターネット上での差別書き込みや結婚・就職につながる身元調査などを背景とした戸籍謄本等の不正取得事件、土地売買に際しての差別事件が起きています。



② 同和問題はなぜ今も残っているのでしょうか。



被差別部落や同和地区に対する偏見、差別意識が大きな原因ですが、その背景には、家柄や格式が尊重される風習、伝統や慣習に束縛された行動、昔ながらの迷信、前近代的な意識等、日本の社会・文化体制そのものが深く関わっていると言われています。

また、「自分には関係がない」、「一部の人の問題」と考えることで同和問題が正しく理解されず、周りの人から伝えられた誤った情報や見方を、そのまま他の人に語り継がれていることも一因として考えられます。

③ 同和問題の解決に必要なことは

同和問題をめぐっては、「同和問題を教えなければ知っている人も少なくなり、差別も自然になくなっていく。だから同和問題をわざわざ教える必要がない」という「寝た子を起こすな」論が根強く存在しています。

しかし、何もせずそっとしておいては、今ある差別を放置、温存させ、同和問題による差別に苦しんでいる方々の存在から目を背けることになります。また、正しい知識を知っておかないと、同和問題に関する誤った情報や見方に接したときに、そのまま受け入れてしまったり、間違った知識を周囲に語り継いでいく危険性があります。

そのため、同和問題を正しく理解し、その正しい理解を引き継いでいくことが必要です。



「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内

宮崎県では、ハンセン病問題について、県民の皆様への正しい知識と理解を深めていただくことを目的として、国立療養所星塚敬愛園の御協力をいただきながら、「ハンセン病語り部派遣事業」を実施しています。

これは、現在も療養所に在園しているハンセン病元患者の方に、学校や各種団体で、自己の体験を元にした講演をしていただくというものです。

県が窓口となって、講師派遣の手続や日程の調整、講演にかかる費用の補助などを行っていますので、人権教育や講演会の場において、ぜひ御利用ください。

講 師 国立療養所星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)
在園者(元ハンセン病患者)

講演謝金 不要 送迎 不要

派遣対象 各種団体、学校等が企画するハンセン病講演会(100人以上)

平成25年度派遣実績 4回



ハンセン病って?

らい菌による慢性の感染症で、治療薬がない時代には変形を起こしたり、重い後遺症を残すことから差別の対象となりました。しかし現在では有効な治療薬が開発され、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治るようになりました。

参考: 国立ハンセン病資料館
ホームページ

お問い合わせ

■ 宮崎県福祉保健部健康増進課 疾病対策担当
TEL.0985-26-7079
FAX.0985-26-7336

あなたも参加しませんか? 平成26年度 県民人権講座

第1回
8/21木



講 師
山田ゆかりさん
(スポーツライター)

近年、問題となっている「スポーツと人権」について

第3回
10/7火



講 師
内田美智子さん
(助産師・九州思春期研究会)
共催: 宮崎県保育連盟連合会

思春期の子どもたちの「心の空腹感」、命の尊さと食との関わりについて

第2回
9/12金



講 師
小森美登里さん
(NPO法人ジェントルハートプロジェクト)

いじめによって愛娘をなくした経験から、いじめのない社会・あたたかい教室・学校づくりについて

第4回
10/30木



講 師
桑野里美さん
(有限会社ビジネス・パートナー・オフィス)

職場のセクハラ
・パワハラ問題の予防と対応について

第5回
12/3水



講 師
松川由美さん
(モバイルネットワーク研究所)

「顔の見えないいじめ」に巻き込まれないインターネットとの正しい関わり方について

会 場 宮崎市民プラザ4階ギャラリー
時 間 受付13:00~ 講演13:30~
参 加 無料

お問い合わせ・申込み

■ 宮崎県人権同和対策課 TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454

宮崎県人権ホームページ

検索

第3回 人権が尊重される社会づくり推進賞

宮崎県人権啓発推進協議会（以下「協議会」）では、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権尊重・人権啓発の取組を積極的に行い、他の模範と認められる企業・団体等に対して「人権が尊重される社会づくり推進賞」を贈り、表彰しています。平成26年5月28日(水)に宮崎市民プラザ4Fギャラリーで開催された協議会第34回総会において、第3回の受賞団体となつた、株式会社夕刊デイリー新聞社様、株式会社宮崎日日新聞社様に、協議会会長である河野知事から、賞状と記念品が授与されました。

受賞団体紹介



株式会社夕刊デイリー新聞社
(本社所在地 延岡市大貫町2丁目)

「人権の花」運動や「いきいきふれあいリレー啓発展」、「あなたの大切な人へ伝えたいこころのメッセージ100編」など、協議会や県、宮崎県人権啓発活動ネットワーク協議会、特に県北の市町村における事業や児童・生徒の人権意識の高揚に向けた様々な記事を積極的・継続的に掲載され、人権が尊重される社会づくりに貢献しておられます。



株式会社宮崎日日新聞社
(本社所在地 宮崎市高千穂通1丁目)

「人権に関する作品募集」において、永年にわたって共催いただいており、特に「全国中学生人権作文コンテスト」宮崎県大会を兼ねる作文・中学生の部については、審査員の派遣とともに「宮崎日日新聞社賞」を設け、表彰状等の贈呈を行い、また受賞作品を新聞紙面に掲載いただくなど、協議会等と連携した非常に効果の高い事業を行い、人権が尊重される社会づくりに貢献しておられます。

わたしたちの 人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。

*「わたしたちの人権講座」の申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名くらいまでです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター
TEL.0985-32-4469まで、
お問い合わせください。

平成26年6月26日(木)
都城市立高城中学校
家庭教育学級の皆さん



平成26年7月1日(火)
ライツオブチャイルド
みやざきの皆さん



宮崎県人権啓発センターのご案内

1 研修会の実施

- ・人権担当者養成講座・県民人権講座
- ・人権ファシリテーター養成講座

2 研修会への講師派遣及び紹介

- ・企業や民間団体等の研修会への職員派遣
- ・外部講師の紹介

3 人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

4 ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
宮崎県人権ホームページ
<http://www.m-jinken.jp/>

5 人権啓発ビデオ等の貸出

- ・DVDやVHSや図書、機材等の無料貸出

6 人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
人権相談専用電話 0985-26-0238

7 わたしたちの人権講座の開催

- ・センター研修室での人権講座

8 団体情報登録制度

- ・県内のしんけんの風に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体・グループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

団体情報登録のメリット

- ・研修室などセンターの施設の利用
- ・各種啓発事業や研修会等の案内・情報誌「じんけんの風」をはじめとする啓発資料の配付などの情報提供

登録の方法

- ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

図書・ビデオ・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出の際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

- | | | |
|-------------|------------|---------------------------------------|
| 図書 | 貸出冊数：3冊以内 | 貸出期間：14日以内 |
| DVD等 | 貸出本数：3本以内 | 貸出期間：14日以内 |
| 機材 | 貸出期間：14日以内 | (機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン) |

◇ビデオ・DVDについて

ライブラリー所蔵のビデオ・DVDの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話ください。

DVD紹介

先生にできること ～LGBTの教え子たちと向き合うために～

2012年制作／16分

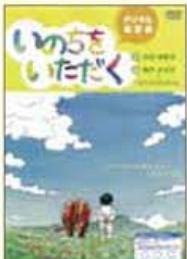
性的少数者である子どもたちが自分らしく生きていくには、先生をはじめ大人たちの理解が欠かせません。まずはこのDVDで考えてみませんか。



いのちをいただく

2013年制作／19分

県民人権講座（10月7日）の講師でもある内田美智子さん原作（文）。同名の図書及び紙芝居も貸出を行っております。ぜひご利用ください。



編集後記

今回の「じんけんの風」制作と同時期に行われていたW杯サッカー。印象的なのは、さっきまで激しく勝負を争っていた選手達が、試合後は握手を求め合ったり、ユニフォームを交換する姿。ラグビーでは、試合終了を「ノーサイド」とも言い、“試合後はラグビーを愛する同じ仲間として、敵味方の区別なく（=ノーサイド）、お互いの健闘をたたえ合おう”という考え方方が由来だそうです。スポーツにとどまることなく、多くの人に知ってもらいたい言葉です。（黒）



宮崎県人権啓発センター 情報・ご意見などをお待ちしています。
宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階
(宮崎県人権同和対策課内)
<http://www.m-jinken.jp/>

TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454